

国土交通省から民営化推進委員会への回答 (2003年7月22日)

報告資料 1

『「将来交通量予測のあり方に関する検討委員会」に関する質問』 についての回答

平成15年7月22日
国土交通省

全体について

- 1、あり方委員会の意見集約事項を明確にしていきたい。意見集約ペーパーや、意見書（申し入れ書）などがあればご提出願いたい。
- 2、これまでに3回開催されたとのことであるが、全ての回の議事録をいただきたい（第1回のみHPに掲載されているが、2回目以降掲載がないので）
- 3、設立趣意書では、この委員会の位置付け（諮問機関なのか、事務当局の勉強会・研究会なのか等）がよくわからない。どういう位置付けで、何を使命とし、具体的にどのようなアウトプットを求められているのか、明確にしていきたい。

この委員会の位置づけ等については、第1回委員会 資料2「将来交通量予測のあり方に関する検討委員会」設置要綱第1条（設置）において、「道路局に将来交通量予測のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という）を置く。」、第2条（目的）において、「委員会は、今後の将来交通需要推計の考え方やその課題と対応方針等について整理・検討を行う」としている。

また、議事録については、第2回委員会分は別添のとおりであり、7月18日にホームページに掲載、第3回委員会分は、現在、各委員に確認中であり、確認次第、ホームページに掲載する。

- 4、この委員会から出された意見は、実際の交通需要予測にどのように反映されるのか。
- 5、この委員会は、どの時点をもって解散するのか。あるいは、解散はせず、これからもコンスタントに開催し、意見をもとめるのか。報告書などを取りまとめる予定があるのか。あるとすればいつか。

意見については、今後の交通需要予測に反映していく所存。

また、第1回委員会 資料2「将来交通量予測のあり方に関する検討委員会」設置要綱第3条（設置）第3項において、「委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」としている。また、検討内容について結論が出れば、終了の予定である。

「民営化委員会第三者調査への対応」(4月30日・資料4)について

- 6、民営化委員会の第三者調査への対応は、「第三者調査の指摘にしたがったモデルの修正は今回の需要予測モデルには反映しない」とのことである。これは国交省の事務当局の用意した資料である。4月30日の第2回委員会で上記のような提案が事務局からなされ、委員会では、それに対してどのような討議が行われたのか。
- 7、「民営化委員会第三者調査への対応」の方針は、第2回委員会で事務当局の案どおり承認されたのか。委員会でどのような意見集約がなされたのか、明確にしていきたい。特に、「民営化委員会第三者調査での指摘事項をふまえてモデル修正を行ったとしても結果にあたる影響が小さいので、修正しない」という事務当局の対応方針について、特に、第三者調査も担当された森杉先生をはじめ、あり方検討委員の先生方からはどのような意見があったか示されたい。また、先生方の意見に対して、事務局はどのように対応することになったのか明確にしていきたい。

第2回委員会資料4 p7において、

当面の将来交通需要推計については、

先に示したように、第三者調査の指摘事項によるモデルの変更を行ったとしても、将来交通需要推計の利用目的(道路計画におけるネットワーク・構造規格の決定等)への影響は、外生変数であるGDP、人口等の変動による影響と比較して小さく、現時点でのモデル見直しの緊急性は高くないと考えられること

第三者調査で指摘された定数項補正の問題への適切な対応や、本委員会で指摘された三大都市圏における乗用車分担率の見直しなど、指摘事項を踏まえた、より適当なモデルの構築には、今しばらくの時間を要すること

から、現在の将来交通需要推計値(平成14年11月8日の民営化委員会に提出)を変更せずに使用することが妥当であると考えられる。

また、必要なデータの蓄積を行いつつ、交通関係指標と社会経済指標の分析を進め、モデルの改善に引き続き取り組んでいくべきである。

としている。

なお、森杉委員からは、「現時点でのモデル見直しの緊急性は高くないと考えられること」の表現は修正が必要との意見を頂いており、次回の委員会で議論の上、修正される見通しである。

また、「当面」の意味は、パーソントリップ調査の最新データなど、必要なデータが利用可能となり、全面的な見直しが行われるまでの間のことである。

委員の方々及び事務局の討議内容については、議事録を参照されたい。

- 8、「平成 17 年度に向け、第三者調査の具体的な指摘事項での対応をふくめ、次回の全面的見直しを行うことが適当である」(P、7)とのことであるが、平成 17 年度の交通需要予測では、民営化委員会の第三者調査による指摘事項についての対応はなされるという理解でよいか。
- 9、定数項補正については、「今後さらに検討すべき事項」となっているが、具体的に、平成 17 年度の交通需要予測では検討結果が反映されるという理解でよいか。また、その検討主体はどのような機関になるのか(事務当局のみか、あるいは第三者委員会か等)、検討スケジュールとともにご回答願いたい。
- 10、第三者調査で「今後のモデル構築に向けて検討が必要と指摘された事項」への対応については、「検討を進めて、将来交通需要推計を行っていく」とのことであるが、これについては、その検討主体はどのような機関になるのか(事務当局のみか、あるいは第三者委員会か等)、検討スケジュールとともにご回答願いたい。

ご指摘のとおり、第 2 回委員会資料 4 p 7において、「平成 17 年度に向け、第三者調査の具体的な指摘事項での対応を含め、次回の全面的な見直しを行うことが適当である」としているところである。なお、具体的な検討主体、スケジュールは未定。

情報公開について

- 11、「今後の将来交通需要推計の公開の基本的考え方の整理」(7月3日・資料5)によると、公開内容は「推計モデルの構築に用いたデータ」「推計モデルのパラメータ推定方法とパラメータ推定結果」「外生変数等の前提条件の設定方法と将来設定値」「将来交通需要の推計結果」とのことであるが、第三者が交通需要推計を再計算するのに必要なバックデータ(プログラムを含む)がすべて公開されると理解してよいか。また、PT 調査結果など、すべてがデータベース化してウェブ上で公開されるという理解でよいか。
- 12、ウェブサイトでの情報公開に関して、いつを目途に実現させる予定かスケジュールを教えてください。
- 13、情報公開後、交通需要推計に対する意見収集もおこない、モデルに反映すべき適切な意見については次回の交通需要推計に反映させるために適宜対応できる仕組みも考える、とのことであるが、いつを目途に実現させる予定かスケジュールを教えてください。

情報公開について、具体的内容、方法については、当委員会において引き続き検討していく。また、次回の交通需要予測の全面的な見直しについての具体的な検討主体、スケジュールは未定であることから、情報公開のスケジュール等についても未定。

「今後の将来交通需要推計の基本的考え方の整理」(7月3日・資料3)

14、GDP や人口などは、「政府内の各省・部局における各種将来推計と整合性を保つため、政府内部で共通のシナリオとして合意されることが重要」とのことである。

15、これは、具体的には、いままで遠い将来については道路局が独自に推計した GDP 値を使用していたが、その GDP 値が過大推計であったことが、交通需要予測の数値が上ブレしてしまった大きな要因であると、道路局(前川経済調査室長)が判断したと理解できるが、それでよいか。

また、過大であった独自の GDP 数値の使用を改め、政府内部で共通の GDP 値を推計し、政府で合意された推計値を利用する、ということだと思われるが、そういう理解で間違いはないか。また、それを実現するために、どのような対応をしていく予定か、具体的にご回答願いたい。

ご指摘のような「道路局が独自に推計した GDP 値を使用」というのは事実誤認であり、例えば第 10 次道路五箇年計画時には、「日本 21 世紀への展望(昭和 59 年 11 月)」国土庁計画・整備局、第 11 次道路五箇年計画時には、「経済審議会 2010 年委員会報告書(平成 3 年 6 月)」及び「経済審議会企画・公共部会報告書(平成 4 年 5 月)」経済企画庁、第 12 次道路五箇年計画時には、「構造改革のための経済社会計画、活力ある経済・安心できる暮らし」の進捗状況と今後の課題(平成 8 年 12 月閣議報告書参考資料)を使用している(第 2 回委員会資料 3 p16 参照)。

また、第 2 回委員会資料 4 p 4 において、

「過去の将来交通需要推計(6次五計～12次五計)の人口、GDP、交通需要(自動車走行台キロ)の推計値と実績値の比較を行った。

過去の推計において人口の推計値と実績値の乖離は GDP と比較すると小さいこと、6次五計～12次五計の全てで GDP が過大に設定されていることが確認された。また、近年の9次五計～12次五計では、乗用車走行台キロは過小推計、貨物車走行台キロは過大推計であることが確認された。」

としている(詳細は第 2 回委員会資料 3 p17～20 参照)。